

安来市告示第119号

公示送達書

地方税法第20条の2及び市税条例第18条の規定により送付すべき次の書類について、送付を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、市役所（税務課）に保管してありますので来庁のうえ受領してください。

令和8年5月22日

安来市長 田中武夫



記

- 1 送付すべき書類及び受けるべき者の氏名  
別紙のとおり
- 2 公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

地方税法第七百二十六条に定める文書	周藤 達也
令和7年度国民健康保険税決定(更生)通知書	熊澤 伸政
令和8年度軽自動車税納税通知書	増田 裕也
令和8年度軽自動車税納税通知書	遠藤 正則
令和8年度軽自動車税納税通知書	周藤 達也
令和8年度軽自動車税納税通知書	岩田 修司
令和8年度軽自動車税納税通知書	安達 彩樹
令和8年度軽自動車税納税通知書	RAMANAYAKA ARACHCHILAGE ISURU SANDARUWAN RAMANAYAKA
令和8年度固定資産税納税通知書	飛田 二美
令和8年度固定資産税課税明細書	飛田 二美
令和8年度固定資産税納税通知書	原田 朱美
令和8年度固定資産税課税明細書	原田 朱美
令和8年度固定資産税納税通知書	富田 泰弘
地方税法第十五条の七に定める文書	藍 株式会社